

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 2 回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和7年10月9日（木） 9時29分～11時36分			
開催場所	滋賀労働局 共用会議室			
出席状況	公益代表委員	出席3人	(定数3人)	
	労働者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	使用者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	事務局	3人		
出席者	公益代表委員	佐野洋史	堀田直美	松田有加
	労働者代表委員	旭 光輝	相澤三千代	濱崎 浩
	使用者代表委員	池田 健	有森淳三	中村 淳
	事務局	青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官		
主要議題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議事録	別紙のとおり			

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和7年度 第2回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、佐野部会長にお願いします。

○佐野部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしくお願いします。

それでは、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います、すでに検討してきていただいたということですので、この後、すぐに協議を始めます。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を3階の天津労働基準監督署会議室と5階の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は5階の労働基準部長室を、使用者側委員は3階の会議室をご使用願います。

使用者側委員は田原がご案内します。

○佐野部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○佐野部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと労働者側からは、他産業の特定最低賃金額との格差や他産業への人材の流出の懸念があるところのご意見の中で、賃上げ率や物価上昇率を加味し、春闘におけるパートタイム労働者の賃上げ額を参考とした金額の提示がありました。

使用者側からは、地賃の議論とは別にあくまで産業の状況を踏まえての審議をし

たいとの趣旨の意見があった中で物価の上昇率等を考慮した金額の提示がありましたが、本日のところは合意には至りませんでした。

次回の第3回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただいて、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし〕

○佐野部会長

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○足立室長

第3回の専門部会は、10月21日（火）午前9時30分から、本日と同じこの会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○佐野部会長

次回が最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「第2回窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。